分譲マンション管理セミナー＆相談会
～マンション管理と民泊を考える～

分譲マンションの管理規約の改正、民泊への対応や、管理組合のお悩みに対応するため、「分譲マンション管理セミナー＆相談会」を開催します。

分譲マンションの管理運営等についてお悩みの方はぜひご参加ください。

日時　1月28日（土）
▽セミナー…午後1時30分～3時
▽相談会…3時10分～4時30分

会場　市役所2階202・203会議室

セミナー・講師
▽良質なマンションストックの形成促進計画、分譲マンションの管理規約の改正等について・都都市整備局住宅政策推進部マンション課長　小林秀行氏
▽社会問題となっている「民泊」について・東京都行政書士会多摩西部支部長　佐藤亜矢子氏

相談会・相談員　分譲マンションの管理、耐震化、大規模修繕、管理費の滞納等に関する相談会・（一社）東京都マンション管理士会たまむさしの支部に所属するマンション管理士

その他　セミナーまたは相談会のみの参加も可

共催　青梅市住宅施策推進協議会（一社）東京都マンション管理士会たまむさしの支部）、青梅市

申し込み　4日～25日に電話または直接住宅課住宅政策係（市役所5階）へ
※当日も受付を行いますが、事前受付を優先しますので、なるべく事前にお申し込みください。

リサイクルセンターで無料回収しています③
～廃食用油～

リサイクルセンターでは、リサイクルできる資源を回収し、ごみの減量を進めています。

今回は、「廃食用油」をご紹介します。

家庭で不要となった食用油は、燃やすごみとして出す場合には、紙や布に染みこませたり凝固剤で固めたりして出していただいていますが、リサイクルセンターでは無料で回収しています。次の日時であればいつでも持ち込むことができますので、ぜひご利用ください。

持ち込みできる日時　月～金曜日（祝日、年末年始を除く）、日曜日　午前9時～午後4時

持ち込み方法等　粗大ごみ受付にて住所確認をした後、所定の容器に入れてください。

※自宅から持ち込む際に使用した袋や箱等は、お持ち帰りください。

排出するときの注意

▷天かすなどの固形物は紙などでこし、取り除いてください。

▷油を持ち運ぶために使用したペットボトル等の容器はお持ち帰りください。

▷事業で出た廃食用油は出すことができません。

廃食用油として出せるもの　サラダ油、オリーブ油、菜種油、大豆油、ごま油、紅花油、米油などの植物性油

廃食用油として出せないもの　牛脂、ラードなどの動物性油、パーム油、機械油、灯油など

問い合わせ　リサイクルセンター　☎31－0540

宴会での食品ロスを減らしましょう

お正月や新年会など、会社や家族との集まりで宴会が多くなる時期になりました。

農林水産省の調査によると、宴会時の食べ残し量の割合は、14.2%となっており、食堂やレストランでの食べ残し量の割合3.6%より多くなっています。

宴会の際には、「もったいない」を心がけ、食品ロス削減のために、次の主な取り組みにご協力ください。

主な取り組み

▷注文の際に適量を注文しましょう。

▷参加者の構成等を踏まえて、料理の内容や量を調整しましょう。

▷料理を楽しむ時間を設けましょう。

食べものに、
もったいないを、
もういちど。
NO-FOODLOSS PROJECT

問い合わせ　清掃リサイクル課

償却資産の申告はお早めに！
償却資産には固定資産税が課税されます

平成29年1月1日現在、市内に償却資産を所有している方は、31日までに資産税課（市役所1階）へ申告してください。

課税対象となる償却資産

土地および家屋以外で、会社や個人が事業のために所有する資産

具体的には…

共同住宅（アパート）の外構、駐車場の舗装、工場の機械装置、店舗の設備、車両（自動車税・軽自動車税の課税対象となるものを除く）、医院の各種医療機器など

※申告期限間近は大変混雑しますので、なるべく20日までに申告をお願いします。

問い合わせ　資産税課家屋係

青梅市メール配信サービスをご利用ください

市では、携帯電話やパソコンの電子メールを利用して、次の情報を配信しています。このサービスは欲しい情報のみを選んで受信することができます。登録は簡単です。ぜひご利用ください。

配信情報　**防災情報**…火災情報等に関する情報▷**防犯情報**…詐欺や犯罪等の情報▷**行政情報**…市主催の催し等の情報

登録方法　**登録用メールアドレス**✉ ome@mpx.wagmap.jp に空メールを送信すると、登録案内メールが届きます。また、右の登録用ＱＲコードからもアドレス入力できます。

登録用ＱＲコード
※ＱＲコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

※迷惑メール防止設定をしている場合は、事前に「@psmail.jp」を受信可能にしてください。

問い合わせ　情報システム課

高校・大学等の育英資金（奨学金・入学一時金）融資制度をご利用ください

市では、市内特定金融機関を通じての育英資金（奨学金・入学一時金）の申し込みを受け付けます。

申請受付期間　1月4日（水）～31日（火）
※土・日曜日、祝日を除く

支給時期　3月下旬ごろ

対象

▼**奨学金**…高校・大学等に進学予定、または平成29年4月現在、高校・大学等に在学予定のお子さんの保護者

▼**入学一時金**…29年度に高校・大学等へ入学するお子さんの保護者

融資対象

▼**奨学金**…高校・大学等の授業料など修学に必要な資金▽海外留学（高校・大学等の授業料など）に必要な資金

▼**入学一時金**…高校・大学入学金等の入学前に必要な資金

融資限度額

▼**奨学金**…**高校・専修学校（高等課程）**国・公立…月額2万円以内、私立…月額3万円以内▽**大学・専修学校（専門課程）**国・公立…月額4万円以内、私立…月額5万円以内▽**留学生**　一時金100万円以内

▼**入学一時金**…**高校・専修学校（高等課程）**20～60万円▽**大学・専修学校（専門課程）**20～80万円

融資回数　1年分を1回で融資

対象期間　正規の修学年限

返済期間

▼**奨学金**…卒業後10年以内

▼**入学一時金**…融資月の翌月から起算して3か月据え置き後、33か月償還

利子　無利子（利子は市が負担）

資格・要件

▽在学生の学業成績が優秀

▽市内に1年以上居住

▽28年中の所得（給与所得控除後）金額が750万円以下

▽連帯保証人がいる

▽市税の滞納がない

※毎年申し込みが必要です。（奨学金のみ）

※融資申し込みの方で、金融機関融資を受けられなかった場合、市費貸し付けの申し込みができます。（奨学金のみ）

申し込み　4日から教育総務課（市役所3階）で配布する申込書に記入し直接同課学務係へ